

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年12月7日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（変更日を同月1日、「世帯主の就労に伴う収入認定」を理由とし、同月分の生活扶助費を「-36,199円」とするもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張するものである。

請求人の視力は矯正を必要とする程度であるところ、本件会社での水泳指導員としての業務を行うにあたり、視野を確保し、受講者とのアイコンタクトを容易にする等のため、度付きゴーグルではなく、コンタクトレンズの使用が絶対に必要であることから、処分庁は、コンタクトレンズの購入費用に相当する額を、請求人の収入から控除すべきである。当該控除を行わずになされた本件処分は、違法又は不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 2月21日	諮問
令和2年 6月23日	審議（第44回第1部会）
令和2年 7月 7日	請求人へ調査照会
令和2年 7月21日	請求人から回答を収受
令和2年 7月27日	審議（第45回第1部会）
令和2年 8月24日	審議（第46回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

保護の補足性について定める法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

##### (2) 職権による保護の変更についての法の定め

法25条2項及び同項が準用する法24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変

更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

### (3) 収入認定

#### ア 収入申告

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・1・(1)・イによれば、要保護者の収入に関する申告について、当該被保護世帯の収入に変動があったことが推定され又は変動があることが予想されるときには、申告を行わせることとされており、次官通知の第8・2によれば収入の認定は月額によることとされている。

#### イ 認定方法

(ア) 次官通知の第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（カッコ内略）との対比によって決定すること。」と定めているところ、次官通知の第8・3・(1)・アによれば、勤労（被用）収入について定めており、それによれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること（同・(ア)）、勤労収入を得るための必要経費としては、勤労に伴う必要経費として「基礎控除額表」（次官通知第8・3・(4)別表）の額を認定するほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること（同第8・3・(1)・ア・(イ)）とされて

いる。

なお、上記基礎控除額表によれば、収入金額別で、「55,000円～58,999円」の区分において、勤労に伴う必要経費として認定すべき額は、19,200円とされている。

(イ) 次官通知第8・3・(5)によれば、下記の経費については、真に必要なやむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないとされている。

- ① 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費
- ② 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費
- ③ 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金
- ④ 住宅金融公庫の貸付金の償還金
- ⑤ 地方税等の公租公課
- ⑥ 健康保険の任意継続保険料
- ⑦ 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料
- ⑧ 厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還に充てるために必要な経費

(ウ) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-18には、収入を得るための必要経費の判断についての指針が記載されている。すなわち、「次の費用を収入を得るための必要経費として認めてよいか。（1）外交員の手みやげ（2）商店の歳暮（3）保育児送迎のための交通費」という（問）に対し、（答）として「(1)及び(2)については、外交又は営業成績をあげ、ひいては収入の増加をもたらす手段として真に必要なとする場合も考えられるが、それらの費用を認める限度及び効

果等について測定し難いので、現在のところ一般的には認められない。ただし、生命保険の外交員の場合の卓上カレンダー等については、その者の就労状況等からみて、それが当該就労に必要と認められるものであり、かつ、他の外交員との均衡に失しないものであるときに限り、必要最少限度の実費を認めて差し支えない。(3)については、就労のため子を保育所へ預ける必要があり、かつ、そのための交通費を必要とする真にやむを得ない事情にあるときに限り、勤労に伴う必要経費として(別に就労先への交通費を必要とするときは、その実費と併せて)最少限度の実費を認めて差し支えない。」と記載されている。

## 2 本件処分の検討

請求人は、本件会社において平成30年10月に9日間稼働したことに伴い、本件会社から、同年11月分給与等として56,291円の収入を得たことが認められる。そして、請求人は、処分庁に対し、当該収入に係る収入報告書を提出したところ、処分庁は、当該収入から基礎控除19,200円及び交通実費892円を控除し、36,199円の収入を認定したことが認められる。

その上で、処分庁は、請求人に対し、既に平成30年12月分の保護費を支給していたことから、本件処分に伴って、上記収入認定額36,199円に相当する額の過払金が発生したため、その返戻を求めたものと認められる。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の規定に則って適正になされたものと認められる。

## 3 請求人の主張

(1) 請求人は、上記第3のとおり主張するが、要するに、本件審査請求の争点は、上記2の本件処分の判断過程における収入認定の際、処分庁が基礎控除及び交通実費の控除しか認めず、請求人が水泳指導員の業務において使用するコンタクトレンズの購入費の控除を認

めなかったことに違法性又は不当性があるか、という点にある。

このことについて、以下検討する。

ア 上記 1・(3)・イ・(イ)のとおり、次官通知第 8・3・(5)には、就労に伴う「その他の必要経費」として認定できる種類の経費が列挙されている。他方、上記 1・(3)・イ・(ウ)のとおり、問答集問 8-18 によれば、次官通知第 8・3・(5)の列挙事由以外にも、同様の要件のもと、必要経費として認定できるものがあることを示唆している。

とすれば、次官通知第 8・3・(5)の列挙事由はあくまで例示列挙であり、それ以外の経費であっても、個別具体的に就労内容等を考慮し、当該業務を遂行するために真に必要やむを得ないと認められるものについては、必要最小限度の額を「その他の必要経費」として認定できると解するのが相当である。ただし、当該認定要件が抽象的であること、必要経費の認定には保護実施機関の専門技術的判断を要することに鑑みれば、要件の認定では保護実施機関に一定の裁量を与えられると解され、その裁量権の範囲の逸脱又は濫用があった場合にのみ、処分を違法とすべきである。

イ これを本件についてみると、たしかに、一般に、プールでの水泳指導員において、水難事故への対処等の必要性から、視野・視力が確保されていることが望ましいことは推察できる。しかし、本件では、本件会社から水泳指導員に対し、業務上、具体的にどの程度の視野・視力を確保しなければならないのかの基準や、裸眼視力が低下した水泳指導員は水面より上では、眼鏡や度付きレンズ付きゴーグルの使用を不可とし、コンタクトレンズによる視力矯正をしなければならない旨の指示等が行われていることについての証拠資料はない。このことについて、当審査会は、行政不服審査法 74 条に基づき、請求人に対し、具体的な主張・立証を求めたが、請求人からは客観的な証拠資料の提出はなかった。とすると、請求人において、コンタクトレンズの購入費用が業務を

遂行するために真に必要やむを得ない経費であると客観的には判断できない。

したがって、本件処分における収入認定の際、経費を算定するに当たって処分庁が基礎控除及び交通実費の控除しか認めなかったことは、不合理であるとはいえず、処分庁の裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとは判断できないのであるから、この点において、本件処分が違法であると評価することはできない。

- (2) また、請求人は、審査請求書等において、処分庁の事務執行の不当性等についても主張するが、いずれも、コンタクトレンズの購入費が就労に伴う必要経費として収入から控除される根拠として十分な合理性を有するものとは認められない。

したがって、請求人の主張はいずれも採用できない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹